

石巻市イベント開催事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響が長期化する中、市内事業者等が実施するイベント等の開催経費を補助することにより、事業継続を支援するとともに、アフターコロナに向けた賑わいの創出、交流人口の拡大及び物産振興による地域経済の立て直しを図ることを目的として、予算の範囲内において、石巻市イベント開催事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる団体等とする。

- (1) 市内に事業所を有し事業を営む者3者以上で構成される団体（実行委員会等）で、市税等の滞納がないもの
- (2) その他市長が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、補助対象者とししない。

- (1) 石巻市暴力団排除条例（平成24年石巻市条例第42号）第2条第4号に規定する暴力団員等
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする者
- (3) 公序良俗に反する業務を行っている者
- (4) その他本事業の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす令和6年4月1日から令和7年1月31日までの間に行われるイベント開催事業とする。

- (1) 市内外からの誘客が図られるイベントであること。
- (2) 誘客効果による観光振興が図られること。
- (3) 誘客効果による物産振興が図られること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるイベントは、補助対象事業とししない。

- (1) イベントの成果が特定の者又は団体等に帰属するもの
- (2) 地域の行事等で、既に継続的に行われているもの
- (3) 特定の企業や店舗の単なる販売促進となるもの
- (4) 他の補助金等の交付を受けているイベント又は市からの委託事業

(補助金の額等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）に対する補助率及び補助限度額は、次の表に定めるとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助限度額
--------	-----	-------

<p>事業実施に必要なスタッフの賃金（専門的技術を持つ者に対する賃金）、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、通信運搬費、広告料、保険料、使用料及び賃貸料、委託料（会場設営撤去、警備）その他市長が特に必要と認めるもの</p> <p>（イベント参加者への景品とみなされる経費及び一般的な市場価格又は事業内容に対して著しく高額な経費は除く。）</p>	<p>2分の1</p>	<p>1事業につき30万円</p>
---	-------------	-------------------

- 2 補助金の額は、補助限度額を超えない額とする。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 4 次に掲げる経費については、補助対象経費に含めない。
 - (1) 事業所等の運営経費
 - (2) 事業所等の従業員の人件費（本事業実施に係るボランティアへの謝礼を含む。）
 - (3) 申請団体及びその構成員に対する経費（賃金、謝金、旅費、燃料費、使用料等）
 - (4) 食糧費に相当する経費
 - (5) 備品購入費
 - (6) 消費税及び地方消費税
 - (7) 領収書等の証拠書類を確認することができない経費
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助対象経費として適当でないと認める経費（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、石巻市イベント開催事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、イベントを実施する2週間前までに市長に提出しなければならない。ただし、令和6年4月に開催されるイベントについては、この限りでない。

- (1) 事業計画書（様式第1号付表1）
 - (2) 収支予算書（様式第1号付表2）
 - (3) 事業実施主体の概要（様式第1号付表3）
 - (4) 市税等の滞納がないことを証明する書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の交付申請は、同一の団体等（他の事業者等と連携する場合を含む。）につき、2回までとする。
- （補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付を決定し、石巻市イベント開催事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(事業内容の変更・中止等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、申請内容を変更又は中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ石巻市イベント開催事業補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(1) 事業費総額の20パーセント以内の変更

(2) 前号に掲げるもののほか、事業計画の細部を変更すること。

2 前2条の規定は、前項の承認をする場合について準用する。

3 市長は、第1項の申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、石巻市イベント開催事業補助金変更(中止・廃止)承認(不承認)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

4 市長は、天災等の補助事業者の責めに帰すことのできない事由により当日のイベントが中止になったときは、それまでに要した補助対象経費について補助金を交付することができる。この場合において、当該補助金の額は、第4条の規定にかかわらず、予算の範囲内における補助対象経費と自主財源との差額とする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、石巻市イベント開催事業補助金事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、事業が完了した日の翌日から起算して30日を超えない日又は補助金の交付決定を受けた年度の2月末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(様式第5号付表1)

(2) 収支精算書(様式第5号付表2)

(3) 事業実績を確認できる書類、写真等

(4) 補助事業の実施に伴う支出が確認できる書類(領収書の写し等)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、提出された書類を審査し、又は必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、石巻市イベント開催事業補助金交付額確定通知書(様式第6号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、前条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

2 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、石巻市イベント開催事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第11条 市長は、前条第1項の規定にかかわらず、事業の実施上必要と認めるときは、交

付決定額の範囲内において、補助金の一部を概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の一部の概算払を受けようとするときは、石巻市イベント開催事業補助金概算払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項による補助金の概算払を受けた補助事業者は、第9条の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに補助金の精算をしなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第12条 規則第17条の規定により、市長が補助金の交付の条件に違反したと認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助事業者に対し、石巻市イベント開催事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

- 3 第1項の規定は、第10条に規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命令するときは、石巻市イベント開催事業補助金返還命令書（様式第10号）により行うものとする。

（指導監督等）

第14条 市長は、必要と認めるときは、補助事業者に対し、必要な報告若しくは資料等の提出を求め、又は必要な事項を指示することができる。

- 2 市長は、補助対象事業の実施中及び補助対象事業の完了後においても、補助事業者の事務所その他必要な場所に立ち入り、当該補助対象事業に係る必要な調査を行うことができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（失効）

- 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付した補助金に係る第12条及び第13条の規定は、この告示の失効後も、なお効力を有する。